

## 第 3 1 回入善町農業委員会議事録

平成29年 2月10日午後 1時30分から第31回入善町農業委員会が 4 F 全員委員会室で開催された。

委員定数 18名          委員現在数 17名          欠員 1名

出席委員 17名

1 番 綿 利 秋	2 番 中 島 茂 樹	3 番 笹 原 信 一	4 番 塚 田 周 一
6 番 柳 澤 勝 譽 志	7 番 寺 崎 敏 明	8 番 鍋 嶋 太 郎	9 番 紺 田 與 規 一
10 番 愛 場 正 利	11 番 窪 野 俊 和	12 番 酒 井 良 博	13 番 松 原 二 美 榮
14 番 上 島 幸 夫	15 番 松 澤 孝 浩	16 番 市 森 孝 義	17 番 中 島 由 起 子
18 番 手 塚 喜 志 子			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	真 岩 芳 宣
入善町農業委員会	係 長	宮 沢 久 仁 恵
入善町農業委員会	主 任	島 尻 淳 子
入善町農業委員会	主 事	上 田 敬 章
入善町農業委員会	主 事	金 山 久 徳

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第 1	会期及び議事日程の件
日程第 2	議事録署名委員決定の件
日程第 3	議案第115号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第116号 農用地利用集積計画の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。大変寒い日ですが、大雪になるという天気予報と異なり、降らないので拍子抜けしてしまっているところです。

さて、今月22日開催の認定農業者との意見交換会には、是非、出席していただきたいと思います。内容は、収入保険制度について、北陸農政局より講師を招いて、講義をいただく予定です。収入保険制度を利用するには、青色申告をしていることが必要ですので、何はともあれ、3月15日までに税務署へ届出する必要があります。ナラシとの選択制となるわけですので、今後制度内容が明確となってきたときに、自分の経営に有利な方を利用できるようにしたいと思います。

もう一つお願いですが、来月14日、とやま自遊館で開催されます富山県農業委員等研修会にもご参加いただけたらと思います。内容は、こちらにも収入保険制度もありますが、加えて、30年以降の米政策についてもありますので、よろしくお願ひします。

本日は、案件が少ないですが、慎重審議いただきますようお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第31回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第 1、会期及び議事

日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第4終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番松原委員と14番上島委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇-1の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,866㎡です。譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町青木〇〇番地1の〇〇さんです。

〇〇さんが〇〇さんに当該農地を売り渡すこととなったため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から徒歩3分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというのですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというのですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間184日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、6,262㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積団滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというのですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、松澤委員にいただいております。

申請番号2番、農地の所在地は、目川〇〇番の1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、面積は711㎡です。譲渡人は、富山市西田地方町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇の〇〇さん破産管財人〇〇さんで、譲受人は、入善町目川〇〇番地の〇〇です。

〇〇さんは破産手続き中であり、〇〇が破産管財人となっておりますが、当該農地を〇〇に売り渡すこととなったため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は事務所から徒歩15分ほどの距離と通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は農地所有適格法人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間240日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、500,539.31㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、笹原委員にいただいております。

申請番号3番、農地の所在は、目川〇〇番、外9筆の計10筆で、台帳地目、現況地目、すべて田、面積は合計17,490㎡です。譲渡人は、入善町目川〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町目川〇〇番地3の〇〇さんです。

〇〇さんは、〇〇さんの娘婿であり、〇〇さんのすぐ隣に住み、別世帯ですが、一緒に農地管理をしており、同一経営体です。当該農地を贈与するため、この度の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から平均100mと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、農作業が必要となる年間90日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると

認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、同一経営体内での受け渡しであるため、変わらず20,523㎡であり、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、笹原委員にいただいております。

申請番号4番、農地の所在地は、今江〇〇番1、古林〇〇番1の2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は計6,816㎡です。譲渡人は、富山市舟橋北町4番19号の公益社団法人富山県農林水産公社で、譲受人は入善町古林〇〇番地の〇〇さんです。

富山県農林水産公社は、県や農林水産関係の団体の出資によって運営されている公益社団法人であり、農地中間管理機構として、経営規模を縮小したい農家や離農する農家などから農地を借り入れ、その農地を担い手農家に貸し付ける「農地中間管理事業」を行っています。また、農地の買い入れ・売り渡しについても、特例事業として行なっており、これを利用することで、所得税等の譲渡所得において800万円の特例控除という税制上の特例措置を受けることが出来ます。

この申請は、譲渡人である富山県農林水産公社の特例事業を利用して、認定農業者である〇〇さんが農地を買い受け、経営規模を拡大するものです。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むために必要な大農機具が揃っていること、通作距離は居住地から200mほどと通作に支障は無いと見込まれることから、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人なので、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年間200日にわたり農作業に従事していることから、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、37,241㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、酒井委員にいただいております。

以上、4件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

松澤委員

申請番号1番を確認しました。

所有農地面積を確保するため、工場用地の代替地として譲り受けるための申請であり、問題ないと思います。

笹原委員

申請番号2番は、譲受人から、農地を買い取る旨の説明を受けました。法人の規模拡大につながるものでありますので、問題ありません。

申請番号3番は、事務局の説明のとおりで、権利を整理するためのものであり問題ありません。

酒井職務代理者

申請番号4番については、申請地は、譲受人が従来から耕作している農地であり、問題ありません。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第115号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第116号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第116号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成29年2月10日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、16件の申請があります。

まずは、新規です。

申請番号1番。君島字三島田〇〇-3外5筆、地目はすべて田、面積は合計1,365㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町君島〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町栲山〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号2番。目川〇〇、地目は田、面積は58㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町目川〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町目川〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり9,100円で期間は10年です。

申請番号3番。東狐〇〇、地目は畑、面積は179㎡。貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町入膳〇〇番地18の〇〇さん、借賃は10aあたり0円で期間は15年です。

つづきまして、再設定です。

申請番号4番。君島〇〇-1、地目は田、面積は2,810㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町君島〇〇番地3の〇〇さん分〇〇さん、借受人は入善町君島〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,300円で期間は10年です。

申請番号5番。東狐〇〇外1筆、地目はすべて田、面積は合計4,685㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は千葉県四街道市和良比〇〇-15の〇〇さん、借受人は入善町五十里〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり13,400円で期間は10年です。

申請番号6番。東狐〇〇外2筆、地目はすべて田、面積は合計6,799㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町東狐〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町東狐〇〇番地の〇〇、借賃は10aあたり東狐1613は9,100円、外は13,400円で期間は10年です。

申請番号7番。浦山新〇〇外2筆、地目はすべて田、面積は合計8,397㎡。貸付人は富山市花園町〇〇丁目〇〇番〇〇号の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり13,400円で期間は5年です。

申請番号8番。栲山〇〇、地目は田、面積は4,195㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町小杉〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり15,400円で期間は6年です。

申請番号9番。舟見〇〇、地目は田、面積は380㎡。貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は18,000円で期間は10年です。

申請番号10番。舟見〇〇、地目は田、面積は1,543㎡。貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10,000円で期間は10年です。

申請番号11番。舟見〇〇、地目は田、面積は117㎡。貸付人は黒部市高橋〇〇番地10の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10,000円で期間は10年です。

申請番号12番。舟見〇〇-1外2筆、地目はすべて田、面積は合計5,481㎡。貸付人は黒部市宇奈月町愛本新〇〇番地の〇〇さん分〇〇さん外、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり10,000円で期間は10年です。

申請番号13番。舟見〇〇-1外3筆、地目はすべて田、面積は合計7,375㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり13,300円で期間は10年です。

申請番号14番。舟見〇〇-1外1筆、地目はすべて田、面積は合計6,759㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,200円で期間は10年です。

申請番号15番。野中〇〇-1、地目は田、面積は802㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町舟見〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,200円で期間は10年です。

申請番号16番。中沢〇〇、地目は田、面積は1,618㎡。公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町中沢〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町中沢〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり13,400円で期間は10年です。

以上、新規3件、再設定13件、合計16件です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。  
よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何もございませんか。それでは、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第116号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

まず、2月22日、水曜日にあるおい館にて、恒例の「認定農業者と農業委員会との意見交換会」を開催しますので、ご参加くださいますよう、よろしく申し上げます。

次に、会長の挨拶にもありまして、来月3月14日に農業委員等研修会が、とやま自遊館で開催されます。当日正午、役場正面からマイクロバスで向かいたいと思いますので、ご参加くださいますよう、よろしく申し上げます。

松原委員

新しい富山米について、テレビで見ましたが、試食した感想はどうでしたか。

議長（鍋嶋 太郎）

「てんたかく」や「てんこもり」より確実に美味しかったです。分類でいえば、ポスト「コシヒカリ」ということで、大変美味しい部類になり、プレミアムな種類だと思います。ただ、新しい富山米は、味が良いうえに、作りやすい品種ということで、今後、どのように生産し販売して広めていくかが、注目するところであります。さしあたり、生産者は登録制にするようですね。

松澤委員

新しい富山米の種子は、誰が作るのですか。

酒井職務代理者

平成30年の1,000町歩での生産に向け、今年は種子協会で分配して6町歩で種子を作る予定とのこと。会長の言われるとおり、味がいいので消費者にも魅力あるものですし、倒れにくく、暑さに強く、減農になり、生産者にもとても魅力あるものですので、いかに上手にPRをし、販路を拡大していくか鍵になるのではないかと考えます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第31回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、平成29年3月10日 金曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時36分）